

VI 生活支援課

1 事務係

戦傷病者や戦没者の遺族に対する特別給付金等の申請受付を行っています。「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、「第11回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の申請受付を令和2年度に開始し、国債を令和4年度までに371件交付しました。前回の第10回(平成27～29年度受付分)は、交付総数568件でした。

2 生活支援係

<生活保護制度の実施>

生活保護法に基づき、生活保護制度の実施を行っています。

<生活保護制度の概要>

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度です。

生活保護制度には、次の4つの基本的原理があります。

ア 国家責任の原理

国の責任において「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」としています。

イ 無差別平等の原理

「すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。」とされています。

ウ 最低生活の原理

「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」とされています。

エ 補足性の原理

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活のために活用することを要件とし」、また「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」とされています。

(1) 保護申請・相談業務

ア 生活保護制度の相談窓口の設置

イ 保護を必要とする本人又は親族の来所による相談・申請受付

ウ 担当ケースワーカーが直接自宅や関係先を訪問し、生活の実情を調査

エ 調査結果に基づき、申請者に対して生活保護の要否を決定

オ 保護開始後、担当ケースワーカーが自宅や施設を定期的に訪問し、保護受給世帯の自立に必要な援助・指導等を実施

(2) 生活保護の動向推移

令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減少を理由に相談数が増え、保護受給世帯数は微増傾向となっています。令和2年度の相談件数増加は、政府が開始した各種給付金についての電話による問い合わせが一時的に増えたことによるものです。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談数	2,011件	1,965件	1,834件	2,630件	1,774件	1,948件
保護受給世帯数	2,058	2,077	2,113	2,120	2,158	2,206
保護受給人員	3,053	3,028	3,004	2,976	2,966	2,990
保護率	1.69%	1.67%	1.65%	1.63%	1.62%	1.64%

注1) 保護率：人口100人に対する保護を受けている人員の割合。

注2) 相談数は年間の総計、他の数値は各年度3月の数値です。

(3) 保護受給世帯類型別 (令和5年3月)

	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	合計
世帯数	1,091	143	370	181	416	2,201
比率	49.6%	6.5%	16.8%	8.2%	18.9%	100.0%

注1) 保護停止中の世帯を除く

<生活困窮者自立支援制度の実施>

生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援制度の実施を行っています。

<自立支援事業の概要>**ア 住居確保給付金**

失職により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失する恐れのある者に対し、就職活動を支えるため、賃貸住宅の家賃相当分を有期で支給します。

イ 生活保護受給者等就労自立促進事業

ジョブスポットを活用し、ハローワークと連携しながら一般就労に向けた支援を行います。

ウ 就労準備支援事業 (委託：特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ協会)

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を現場実習活動などにより、計画的かつ一貫して支援します。

エ 就労訓練事業 (委託：特定非営利活動法人 ユースポート横濱)

ただちに一般就労が困難と思われ、一般就労に就く前に本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要がある者に対し就労訓練の場をマッチングし訓練中もフォローします。

オ 家計改善支援事業 (委託：中高年事業団やまて企業組合)

家計支援計画を策定し、「家計管理」「収納管理」「滞納(公租公課、家賃、公共料金など)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援」「債務整理に関する支援」「貸付制度の活用」などを行います。

カ 一時生活支援事業 (委託：(福)神奈川県匡済会)

住居喪失者に対し、衣食住を提供する事業です。その後の生活のため必要な支援も行います。横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」(中区寿町)において実施。

キ 学習支援事業 (委託：株式会社 トライグループ)

生活保護世帯や生活困窮状態など、支援を必要とする家庭に育つ中学生等を対象に、学習支援を行います。

(1) 相談・申込み件数

令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減少を理由に住居確保給付金の相談・申込みが増えました。また社会福祉協議会が行っている総合支援資金特例貸付利用者が、貸付延長・再貸付利用時に生活困窮者自立支援制度の支援を受けることを条件としたことも、相談・申込者数増加の要因となっています。特に令和2年度の相談件数増加は、政府が開始した各種給付金についての電話による問い合わせが一時的に増えたことも要因のひとつとなっています。

令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした減収の相談は少なく、住居確保給付金の要件に該当せず相談のみで終わる事案が多くありました。相談内容としては、就労支援や家計にかかる相談が多く寄せられました。家計改善支援事業の実施も多く、保険年金課や税務課と連携し、保険料や税金の滞納解消の支援、家計再建に向けた支援等を行いました。

	延べ相談件数	相談実人数	支援申込者数	支援終了者数
2年度	1,958件	1,314人	646人	339人
3年度	1,282件	917人	522人	749人
4年度	1,152件	590人	185人	183人

(2) 区レベル及び個別支援セーフティネット会議

平成30年10月の法改正に伴い、「関係機関間の情報共有を行う会議体の設置」が法定化されました。生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行います。

○区レベルセーフティネット会議

※関係機関間で社会資源の情報共有・支援策の検討・連携を行います。

	日程	テーマ	参加者数
第1回	6月29日	生活に困窮している方の住居に関する支援について	43名
第2回	11月18日	家計改善支援事業にかかる事例検討	47名
合計参加者数（延べ）			90名

○個別支援セーフティネット会議：開催数 114回 参加者数 延べ 934人

※生活にお困りの方の個別の事案等について、関係機関間で支援策の検討・調整を行います。

(3) 地域ネットワーク構築支援事業

「お互いに支え合える地域づくり」に向けて、平成30年度に緑区と栄区でモデル実施し、令和元年度から18区で実施しました。地域の中で、生活困窮者を早期に把握するための「気づきのネットワーク」づくりや、自立した生活を支えるための「支援のネットワーク」づくりを身近な地域の関係機関等と協働して実施する事業です。

緑区では、緑区社会福祉協議会と協同で、制度の普及啓発を目的としたPRツールを作成しました。また、地域ケアプラザと連携を図りながら、生活困窮に関連する講座を開催しました。

<主な取組内容>

○制度の普及啓発ツールの作成

緑区社会福祉協議会と協同し、緑区生活支援課（困窮者への支援）・緑区社会福祉協議会（食支援「ぺこぺこ110番」）の連絡先を載せたメモ帳を作成しました。区内市立認可保育園3園・子ども食堂・みどり図書館・地域ケアプラザ等に配布し、普及啓発活動時に活用しました。

○講座の開催

年度	施設名	主な取組内容
令和3年度	十日市場地域ケアプラザ 山下地域ケアプラザ	・家計に関する講座の開催（支援者向け） ・家計に関する講座の開催（地域住民向け）
令和4年度	長津田ケアプラザ 十日市場ケアプラザ	・家計に関する講座の開催（支援者向け） ・家計に関する講座の開催（支援者向け）

(4) 寄り添い型学習支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮状況にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ中学生や高校生等に対して学習支援を実施し、将来の進路選択の幅を広げるとともに、貧困の世代間連鎖を防止し、自立した生活を送れるようにします。

ア 実施状況

対象	実施会場	実施日時
中学生	十日市場地域ケアプラザ	火曜日 18時半～20時半 土曜日 18時半～20時半
	長津田地域ケアプラザ	水曜日 18時半～20時半
	十日市場地区センター	木曜日 18時半～20時半 土曜日 18時半～20時半
高校生	十日市場地域ケアプラザ	土曜日 15時半～17時半

イ 委託事業者

株式会社 トライグループ（令和4年度～）

ウ 中学校卒業生の進路（令和4年度）

		全日・公立	全日・私立	定時・公立	通信・公立	通信・私立	合計
内 訳	生活保護受給世帯	5人	0人	1人	1人	0人	7人
	生活困窮世帯	0人	1人	0人	0人	0人	1人
合計		5人	1人	1人	1人	0人	8人

<ジョブスポット緑>

区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談と就職支援を一体的に実施するために設置された就職支援のための窓口。緑区役所1階に設置しています。

(1) 対象者

生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親家庭の人

(2) 業務内容

福祉保健センターから支援を要請された対象者に対して、ハローワークの職員であるナビゲーターが、ハローワークの求人情報を活用した職業紹介等の就職支援を行います。

(3) 支援の実績（令和4年4月～令和5年3月）

	新規支援対象者数	就職者数
生活保護受給者	135 人	100 人
生活困窮者	163 人	112 人
ひとり親家庭の人	16 人	9 人
合計	314 人	221 人